

# 京都府保健医療計画の中間見直しについて

# 京都府保健医療計画

## 計画の性格

- 法定計画である医療計画（医療法）と健康増進計画（健康増進法）、府民の健康づくりの指針である「きょうと健やか21」等を一本化して策定
- 本計画と政策的に関連が深い計画を本計画の別冊として位置づけ。
- 「京都府地域包括ケア構想（地域医療構想）」を具体化するため、「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府障害者・障害児総合計画」など関連する計画との整合を図る。

## 主なポイント

- 基本となる3つの柱に沿って、これまでの取組を充実・強化し、新たな課題等に対応
- 新興感染症の対応に関する事項を追加
- 政策的に関連が深い他の計画を別冊と位置付け一体的に策定
- ロジックモデルの採用

## 保健医療計画本体

医療計画・健康増進計画・きょうと健やか21  
肝炎対策を推進するための計画  
アレルギー疾患対策の推進に関する計画  
成育医療等基本方針を踏まえた計画・薬剤師確保計画

## 保健医療計画の別冊と 位置付ける計画

- ・ 感染症予防計画
- ・ 歯と口の健康づくり基本計画
- ・ がん対策推進計画
- ・ 循環器病対策推進計画
- ・ 認知症総合対策推進計画

## 保健医療計画と整合を図る計画

- ・ 高齢者健康福祉計画
- ・ 障害者・障害児総合計画
- ・ 依存症等対策推進計画
- ・ 中期的な医療費の推移に関する見通し
- ・ 献血推進計画
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画

## 改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講ずる。

## 改正の概要

※赤字は、衆議院による修正部分

### 1. 地域医療構想の見直し等【医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等】

- ① 地域医療構想について、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、以下の見直しを行う。
  - ・病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする。
  - ・地域医療構想調整会議の構成員として市町村を明確化し、在宅医療や介護との連携等を議題とする場合の参画を求める。
  - ・医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等）報告制度を設ける。

厚生労働大臣は、医療計画で定める都道府県において達成すべき五疾病・六事業及び在宅医療の確保の目標の設定並びに当該目標の達成のための実効性のある取組及び当該取組の効果に係る評価の実施が総合的に推進されるよう、都道府県に対し、必要な助言を行うものとする。

都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができることとするとともに、医療機関が当該事業に基づき病床数を削減したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、医療計画において定める基準病床数を削減するものとする。また、国は、医療保険の保険料に係る国民の負担の抑制を図りつつ持続可能な医療保険制度を構築するため、予算の範囲内において、当該事業に要する費用を負担するものとする。

- ② 「オンライン診療」を医療法に定義し、手続規定やオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定を整備する。
- ③ 美容医療を行う医療機関における定期報告義務等を設ける。

### 2. 医師偏在是正に向けた総合的な対策【医療法、健康保険法、総確法等】

- ① 都道府県知事が、医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域」を定めることができることとする。  
保険者からの拠出による当該区域の医師の手当の支給に関する事業を設ける。
- ② 外来医師過多区域の無床診療所への対応を強化（新規開設の事前届出制、要請勧告公表、保険医療機関の指定期間の短縮等）する。
- ③ 保険医療機関の管理者について、保険医として一定年数の従事経験を持つ者であること等を要件とし、責務を課すこととする。

### 3. 医療DXの推進【総確法、社会保険診療報酬支払基金法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等】

- ① 必要な電子診療録等情報（電子カルテ情報）の医療機関での共有等や、感染症発生届の電子カルテ情報共有サービス経由の提出を可能とする。

政府は、医療情報の共有を通じた効率的な医療提供体制の構築を促進するため、電子診療録等情報の電磁的方法による提供を実現しなければならない。

政府は、令和12年12月31日までに、電子カルテの普及率が約100%となることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。

- ② 医療情報の二次利用の推進のため、厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベースの仮名化情報の利用・提供を可能とする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金を医療DXの運営に係る母体として名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行う。  
また、厚生労働大臣は、医療DXを推進するための「医療情報化推進方針」を策定する。その他公費負担医療等に係る規定を整備する。

### （その他）

- ・ 政府は、令和8年4月1日に施行される外来医師過多区域等に関する規定の施行後3年を目途として、外来医師過多区域において、新たに開設された診療所の数が廃止された診療所の数を超える区域がある場合には、当該区域における新たな診療所の開設の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- ・ 政府は、都道府県が医師手当事業を行うに当たり、保険者協議会その他の医療保険者等が意見を述べることができる仕組みの構築について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- ・ 政府は、この法律の公布後速やかに、介護・障害福祉従事者の賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあること、介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的負担の大きいものであること、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保が要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資すること等に鑑み、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を図りつつ介護・障害福祉従事者の人材の確保を図るため、介護・障害福祉従事者の適切な処遇の確保について、その処遇の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を機動的に講ずるものとする。

このほか、平成26年改正法において設けた医療法第30条の15について、表現の適正化を行う。

## 施行期日

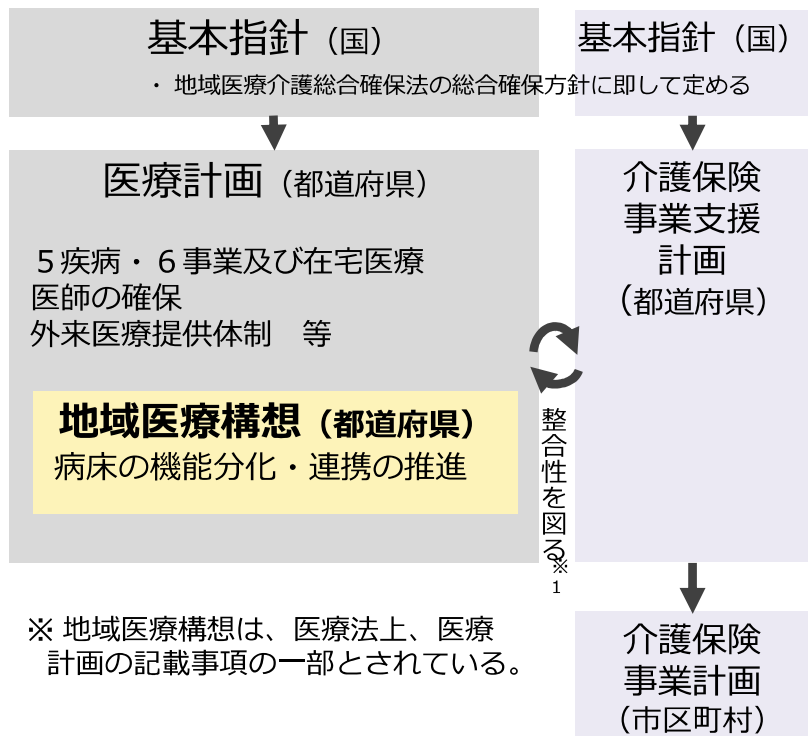
令和9年4月1日（ただし、一部の規定は**公布日（1①の一部及びその他の一部）**、令和8年4月1日（1②、2①の一部、②及び③並びに**その他の一部**）、令和8年10月1日（1①の一部）、公布後1年以内に政令で定める日（3①の一部）、公布後1年6月以内に政令で定める日（3③の一部）、公布後2年以内に政令で定める日（1③及び3③の一部）、公布後3年以内に政令で定める日（2①の一部並びに3①の一部及び3②）等）

# 新たな地域医療構想と医療計画の関係の整理（案）

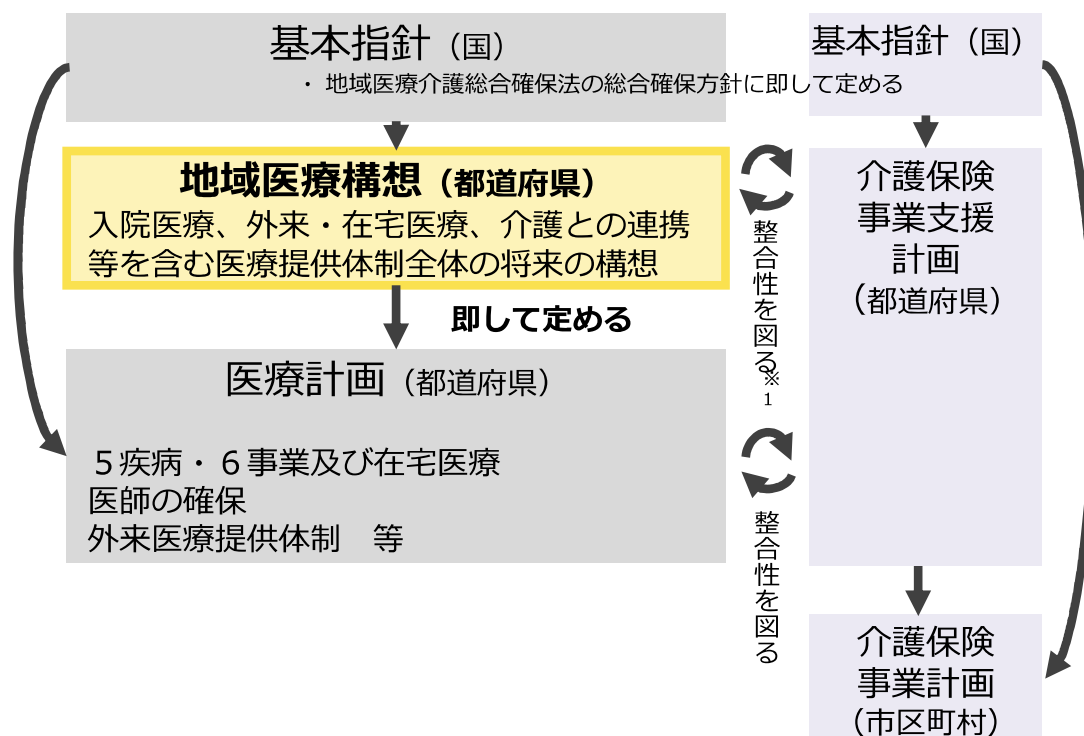
令和6年12月3日新たな医療構想等に関する検討会資料

- 新たな地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を行っており、地域医療構想と医療計画の関係の整理を行うこととしてはどうか。
  - ・ 新たな地域医療構想について、医療計画の記載事項の一つではなく、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性を定めるとともに、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等を定めるものとする。新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画との整合性を図る。
  - ・ 医療計画について、地域医療構想の6年間（一部3年間）の実行計画として、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定めるものとする。

<現行>

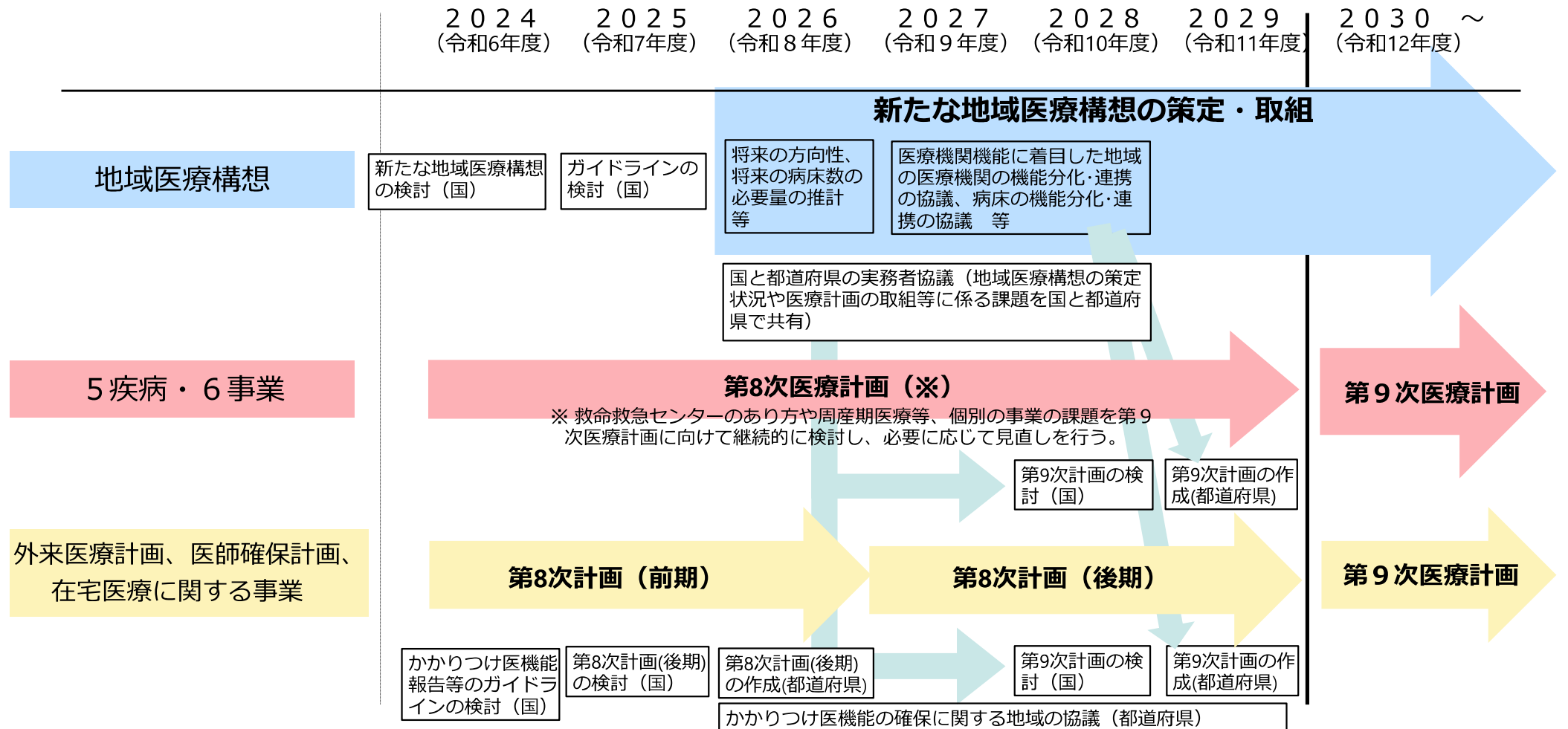


<今後>



# 新たな地域医療構想と医療計画の進め方

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



# 地域医療構想、医師偏在対策等に関する検討体制

- 新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進、それらの内容を反映した第9次医療計画の策定等に向け、以下の検討会及びその下に関連WGを設置することとしてはどうか。
- 具体的には、地域医療構想や医療計画全般に関する事項、医師偏在対策に関する事項等について検討会で議論し、新たな地域医療構想の策定や医師偏在対策の推進等について、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。また、医療計画のうち、外来医療計画等の3か年の計画について、第8次医療計画(後期)に向けて令和7年度中に一定のとりまとめを行う。なお、在宅医療・医療介護連携、救急医療等について、新たな地域医療構想の策定に向けて議論が必要なものは検討会で議論を行う。
- 在宅医療・医療介護連携について、第8次医療計画(後期)に向けてWGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。小児医療・周産期医療について、WGで議論を行い、令和7年度中に一定のとりまとめを行う。救急医療、災害医療・新興感染症医療等については、第9次医療計画の策定等に向けてWGで議論する。

## 地域医療構想及び医療計画等に関する検討会

### 【検討事項】

- 地域医療構想の策定及び施策の実施に必要な事項  
(⇒新たな地域医療構想の具体的内容、現行の地域医療構想の進捗等)
- 医療計画の策定及び施策の実施に必要な事項
- 医師確保計画及び医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに関する事項
- 外来医療計画に関する事項
- その他本検討会が必要と認めた事項



**連携**

### その他5疾病等に関する検討体制

がん、循環器疾患、精神医療 等

## 在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

### 【検討事項】

- 在宅医療に関する事項
- 医療・介護連携に関する事項 等

## 小児医療及び周産期医療の提供体制等に関するWG

### 【検討事項】

- 小児・周産期医療提供体制に関する事項 等

## 救急医療等に関するWG

### 【検討事項】

- 救命救急センターに関する事項
- 救急搬送に関する事項 等

## 災害医療・新興感染症医療に関するWG

### 【検討事項】

- 災害、新興感染症発生・まん延時、国民保護事案等への対応 等

### 検討会スケジュール（各WGは必要に応じて順次開催）

7月～	議論の開始
秋頃	中間とりまとめ
12月～3月	とりまとめ
→ ガイドライン及び医療計画指針(外来、在宅、医師確保)の発出	

※ 医療法等改正法案の法律事項は法案成立後に検討

# 京都府保健医療計画の中間見直しの進め方(案)

## 見直しの概要

- ①居宅等における医療の確保に関する事項、②医師の確保に関する事項、③外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項については、医療法の規定に基づく中間見直しを行う。
- その他の事項については、京都府地域包括ケア構想の見直し後に改めて見直しについて検討することとしてはどうか。

## 検討体制

- 中間見直しにあたっては、令和5年度の保健医療計画改定時と同様に医療審議会計画部会を設置し、地域医療構想策定部会と合同開催し、中間見直し案を検討することとしてはどうか。
- また、委員については令和5年度の保健医療計画改定時の構成を基本として医療審議会会長と相談の上調整を進めることとし、次の医療審議会で決定することとしてはどうか。

# (参考) 医療審議会計画部会委員名簿(令和5年度)

	委員名	所属・役職	備考
審議会委員	松井 道宣	一般社団法人京都府医師会会長	職能団体
	谷口 洋子	一般社団法人京都府医師会副会長	
	若園 吉裕	一般社団法人京都府病院協会会長	
	清水 鴻一郎	一般社団法人京都私立病院協会会長	
	三木 秀樹	一般社団法人京都精神科病院協会会長	
	安岡 良介	一般社団法人京都府歯科医師会会長	
	河上 英治	一般社団法人京都府薬剤師会会長	
	豊田 久美子	公益社団法人京都府看護協会会長	
	松村 淳子	京都府市長会社会文教部会長	市町村
	杉浦 正省	京都府町村会福祉文教部会長	
	中小路 健吾	京都府国民健康保険団体連合会理事長	医療保険者等 (医療を受ける立場にある者)
	中島 善行	健康保険組合連合会京都連合会常務理事	
	守殿 俊二	全国健康保険協会京都支部支部長	
	中井 敏宏	社会福祉法人京都府社会福祉協議会常務理事	
	◎福居 顯二	京都府立医科大学名誉教授	精神医療
	八城 博子	一般財団法人京都予防医学センター評議員	予防・検査
松村 由美	京都大学医学部附属病院教授	医療安全	
専門委員	今中 雄一	京都大学大学院医学研究科教授	政策指標
	猪飼 宏	京都府立医科大学大学院医学研究科准教授	医療情報管理
	清水 恒広	京都市立病院副院長	感染症対策委員会委員長
	四方 敬介	京都府立医科大学附属病院薬剤部長	病院薬剤師
	山下 宣和	公益社団法人京都府介護支援専門員会会長	在宅・介護
	渡辺 隆	京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長	高齢者対策・医療保険者

# 京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)・京都府保健医療計画 の中間見直しスケジュール(案)(再掲)

